

28	月		
29	火		
30	水		
31	木		
年越し 大はらい 除夜の鐘			
元日 1/1	金		
年賀 初詣			
2	土		
初荷 初夢 書初め			
3	日		

1 月 JANUARY

4 月

官庁御用始め

5 火
小寒

6 水

六日年越し

7 木

人日 七草

8 金

旧12月 1 日

9 土

10 日

110番の日

1	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

2	Mon	Tue	Wed	Thu	Fri	Sat	Sun
	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28

Diary2027

社会保険のしおり

社会保険制度一覧	2
事業主等が行う主な事務手続一覧	4
健康保険・厚生年金保険の被保険者	6
健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額	6
健康保険・厚生年金保険の標準賞与額	8
健康保険・厚生年金保険の保険料	8
育児休業等・産休期間中の保険料	9
健康保険の被扶養者	9
健康保険の給付	10
高額療養費の自己負担限度額	12
高額介護合算療養費の自己負担限度額	13
労災保険と健康保険	13
自動車事故にあったときなど	13
特定健康保険組合と特例退職被保険者	13
法第3条第2項の規定による被保険者 (日々雇い入れられる労働者)	14
後期高齢者医療など	15
医療費の公費負担がうけられるとき	16
介護保険のしくみ	16
年金制度のしくみ	17
公務員・私学教職員期間がある場合	21
年金額の改定方法	21
老齢給付	22
60歳台前半の老齢厚生年金	24
資格期間等経過措置早見表	27
65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金	28
在職老齢年金	29
年金の繰上げ・繰下げ支給	30
障害給付	31
遺族給付	34
年金の請求	37
年金受給者の主な届出一覧	38
年金と税金	39
社会保険の相談窓口	40

(注) 社会保険のしおりについては、原則として令和8年8月1日現在の情報に基づき、令和9年1月1日現在の内容で作成しています(年金額は令和8年4月からの価格です)。

社会保険制度一覧

	制 度	保 險 者	被 保 険 者	保 険 給 付	保 險 料★2
医 療	健康保険 全国健康保険協会管掌	全国健康保険協会 (日本年金機構) 加入や保険料徴収の事務は年金事務所が窓口	法人事業所または常時5人以上の従業員を使用する個人事業所（一部業種を除く★1）で働く従業員※1	業務・通勤外の病気・けが、出産、死亡について給付	標準報酬月額・標準賞与額に千分の30～130の範囲内で協会が定めた都道府県単位保険料率※2【+千分の16.2（介護保険料率）】を乗じたもの（事業主と被保険者が折半で負担）
	(健保法第3条第2項の規定による被保険者)	全国健康保険協会 (日本年金機構) 加入や保険料徴収の事務は年金事務所と指定された市区役所・町村役場が窓口	日々雇い入れられる人・2ヵ月以内の期間を定めて使用される人や季節的業務・臨時的事業の事業所に使用される人※1	業務・通勤外の病気・けが、出産、死亡について給付	標準賃金日額に応じて日額390円（事業主負担240円・被保険者負担150円）～日額3,270円（事業主負担2,020円・被保険者負担1,250円）。賞与については、標準賞与額に平均保険料率※3を乗じたもの【それぞれ介護保険料を上乗せ】
	組合管掌	健康保険組合	健康保険組合の設立事業所で働く従業員※1	業務・通勤外の病気・けが、出産、死亡について給付	標準報酬月額・標準賞与額に千分の30～130の範囲内で組合が定めた一般保険料率をかけたもの【介護保険料を上乗せ】（事業主が半分以上、被保険者が半分以上を負担）
保 険	各種共済 (短期給付)	各種共済組合等	国家公務員，地方公務員等，私立学校の教職員※1	公務・通勤外の病気・けが，出産，死亡について給付	標準報酬の月額，標準期末手当等の額に組合ごとの掛率率を乗じるなど【介護保険料を上乗せ】
	国民健康保険 都道府県・市町村国保	都道府県・各市町村(特別区)※4	被用者保険の加入者とその家族，生活保護世帯を除く一般住民※1	病気・けが（労災保険から給付される場合を除く），出産，死亡について給付	世帯ごとに所得割，資産割，被保険者均等割および世帯別平等割を合計した額を，うけている年金から天引きまたは市（区）町村の個別徴収【介護保険料を上乗せ】
高 齢 者 医 療	国保組合	国民健康保険組合	医師，食品販売業，建設業，理美容業などの国民健康保険組合の組合員とその家族※1		組合ごとに定める保険料【介護保険料を上乗せ】 組合員1人当たり定額・家族被保険者1人当たり定額の例が多い
	後期高齢者医療	後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療広域連合の区域内に居住する，①75歳以上の人および②所定の程度の障害状態にある65歳以上75歳未満の人	病気・けが（労災保険から給付される場合を除く），死亡について給付	被保険者ごとに所得割および被保険者均等割を合計した額を，うけている年金から天引きまたは市（区）町村の個別徴収
介護保険	介護保険	各市町村（特別区）	・第1号被保険者＝65歳以上の住民 ・第2号被保険者＝40歳以上65歳未満の医療保険加入者である住民	在宅や施設での介護サービス，在宅での日常生活の支援等について給付	第1号被保険者は所得に応じた定額を，うけている年金から天引きまたは市（区）町村の個別徴収 第2号被保険者は各医療保険で医療保険料と一括徴収

(注)【 】内は介護保険第2号被保険者

★1 令和11年10月以後に設立される個人事業所で常時5人以上の従業員を使用する場合は業種にかかわらず被保険者となる。

★2 すべての医療保険（船員保険を含む）および後期高齢者医療において、子ども・子育て支援金に充てる分もあわせて納付。被用者保険で保険料率（掛金率）が設定されているものについて、子ども・子育て支援率は千分の2.3（令和8年度）。

※1 後期高齢者医療の被保険者は、対象外。

※2 都道府県単位保険料率は、基本保険料率と特定保険料率（全国一律千分の32.4）を合算した率（44頁参照）。

※3 平均保険料率は、各都道府県単位保険料率から導かれる全国平均の保険料率である。

※4 平成30年4月からは、都道府県も保険者となり、財政運営の責任主体として中心的役割を担っている。

※5 国家公務員、地方公務員、私学の教職員を対象とした各共済年金（長期給付）は、平成27年10月から厚生年金保険に統合されている。

※6 厚生年金基金については、今後の新設を認めない、他の企業年金制度への移行を促進しつつ特例的な解散制度を導入する、などの見直しが行われている。

※7 国民年金の任意加入は、老齢基礎年金等の受給権をもたない65歳以上70歳未満の人（昭和50年4月1日以前生まれに限る）についても認められる（高齢任意加入被保険者）。

※8 平成31年4月以後は17,000円に物価や賃金の変動に応じた保険料改定率を乗じて毎年度決定される。

※9 50歳未満（平成28年6月までは30歳未満）が対象。

	制 度	保 険 者	被保険者	保険給付	保 険 料
年 金	厚生年金保険	政府 (日本年金機構) 加入、保険料徴収や 保険給付の事務は年 金事務所が窓口	70歳未満の ①法人事業所または常時 5人以上の従業員を使用 する個人事業所（一部業 種を除く★1）で働く従 業員②船員	基礎年金に上乗せ する報酬比例の年 金として、老齢、 障害、死亡につい て給付	第1種（男子）・第2種（女子）・第3種 (坑内員・船員)・・・標準報酬月額・標準賞 与額の千分の183.00 事業主と被保険者が折半で負担
		政府 (各共済組合等) 加入、保険料徴収や 保険給付の事務は共済 組合や私学事業団が 窓口	国家公務員、地方公務 員、私学の教職員※5	基礎年金に上乗せ する報酬比例の年 金として老齢、障 害、死亡について 給付	保険料率を毎年引き上げ、公務員は平成 30年9月から千分の183.00、私学教職員 は令和9年4月（特例あり）から千分の 183.00となる予定
	厚生年金 基金※6	基金代行部分につい ては厚生年金基金	厚生年金基金が設立され た適用事業所で働く厚生 年金保険の被保険者が加 入員	老齢について報酬 比例の年金額にプ ラスアルファされ た額の年金を給付	基金ごとに免除保険料率がきめられて おり、事業主と加入員は国（厚生年金 保険）には免除保険料率分低い保険料 を折半して負担し、基金には規約で定 められた掛金を折半して負担する
	国民年金	政府 (日本年金機構) 加入などの窓口事務 は年金事務所と市区 役所・町村役場 保険料徴収は日本年 金機構（金融機関等 経由）、被扶養配偶 者の加入等の手続は 配偶者の事業主経由	●強制加入 20歳以上 60歳未満の自営業者等、 厚生年金保険の被保険者 とその20歳以上60歳未 満の被扶養配偶者 ●任意加入 海外在住 者、60歳以上65歳未 満の人、厚生年金保険・統 合前の共済組合等の老齢 (退職)年金受給者等※7	国民共通の基礎年 金を、老齢、障害、 死亡について給付 その他に自営業者 等の独自給付があ る	令和8年度は月額17,920円、令和9年 度は月額18,290円※8 生活保護をうけている場合や所得が少 なくて保険料を納めることが困難な場 合などには、保険料の1/4、半額、 3/4、全額を免除する制度、学生納付特 例制度、保険料納付猶予制度※9（平 17.4～令17.6）があり、一定期間内は 保険料を後払いできる 付加保険料一月額400円
保 険	農業者年金	独立行政法人農業者 年金基金	国民年金の被保険者で農 業に従事する人が任意に 加入	老齢、死亡につい て給付	保険料の月額は、所定の上限・下限の 範囲内で（例外あり）被保険者が基金 に申し出て決定・変更する
	国民年金 基金	地域型国民年金基金 職能型国民年金基金	国民年金の被保険者のう ち自営業者等（保険料の 免除をうけている人や農 業者年金の被保険者を除 く）	老齢基礎年金に上 乗せ給付 死亡した場合一時 金を支給	掛金の額は選択した年金の型・口数お よび加入時の年齢によって異なる。上 限は原則月額68,000円
労 働 保 険	労働者災害 補償保険	政府 加入や保険料徴収に ついては、原則として 労働基準監督署、公 共職業安定所、都道 府県労働局が窓口。	原則としてすべての事業 が適用をうけ、そこで働 く労働者が給付の対象	業務災害・通勤災 害による病気・け が、障害、死亡に ついて給付	年度単位で、年間の賃金総額に、事業の 種類ごとに定められた労災保険率と雇用 保険率を合計した率を乗じて得た額を納 付。労災保険率は労災保険にかかると で、全額事業主が負担。また、雇用保険 率（令和8年4月～）千分の13.5（農林 水産・清酒製造業などは15.5、建設業は 16.5）は、雇用保険にかかるもので、事 業主が千分の8.5（9.5、10.5）を、被 保険者が千分の5.0（6.0、6.0）を負担
	雇用保険	政府 加入や保険料徴収の 事務は特定の年金事 務所等が窓口	原則としてすべての事業 が適用をうけ、その事業 所で雇用される人	失業等について給 付	
船 員 保 険	船員保険	全国健康保険協会 (日本年金機構) 加入や保険料徴収の 事務は特定の年金事 務所等が窓口	5トン以上の日本船舶 (湖、川、港のみ航行の 船舶、一定の30トン未 満の漁船等を除く)の乗 組員等	業務・通勤外の病 気・けが、出産、 死亡、船員労働の 特性に応じた独自 給付について給付	標準報酬月額・標準賞与額に一般保険 料率を乗じて得た額★2【と標準報酬 月額・標準賞与額に介護保険料率を乗 じて得た額との合計額】

●事業主等が行う主な事務手続一覧●

項目	ケース	届・申請書〔主な添付書類〕	提出期限〔提出者〕
被 保 険 者 資 格	従業員を採用したとき	被保険者資格取得届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届〔被扶養者（異動）届（被扶養者がいる人）〕	5日以内〔事業主〕
	事業所が強制適用をうけるとき	新規適用届、被保険者資格取得届（全員について）	5日以内〔事業主〕
	事業所が任意適用をうけようとするとき	新規適用届、任意適用申請書〔被保険者となるべき人の半数以上の同意書〕、認可の通知があったときは被保険者資格取得届	そのつど〔事業主〕
	被保険者が退職または死亡したとき	被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者不該当届〔資格確認書など〕	5日以内〔事業主〕
	被保険者が70歳になったとき	厚生年金保険被保険者資格喪失届／厚生年金保険70歳以上被用者該当届（70歳到達届）	5日以内〔事業主〕 〔引き続き同一事業所に同一の報酬で使用する場合は届は不要〕
	被保険者が後期高齢者医療の被保険者になったとき	健康保険被保険者資格喪失届〔資格確認書など〕	5日以内〔事業主〕
	任意適用事業所が脱退する場合	任意適用取消申請書〔適用事業所全喪届、被保険者の4分の3以上の同意書〕、認可の通知があったときは被保険者資格喪失届〔資格確認書など〕	そのつど〔事業主〕
	資格喪失後個人で加入を続けるとき	健康保険任意継続被保険者資格取得申出書＊、厚生年金保険高齢任意加入被保険者資格取得申出・申請書〔厚生年金保険の場合は基礎年金番号通知書など〕	20日以内、高齢任意加入は期限なし〔被保険者であった人〕
標 準 報 酬 月 額	定時決定のとき	被保険者報酬月額算定基礎届／厚生年金保険70歳以上被用者算定基礎届	7月1日～7月10日〔事業主〕
	随時改定のとき	被保険者報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届	すみやかに〔事業主〕
	育児休業等（産前産後休業）終了時報酬月額変更届／厚生年金保険70歳以上被用者育児休業等（産前産後休業）終了時報酬月額相当額変更届		すみやかに〔被保険者（事業主経由）〕
標 準 賞 与 額	賞与を支給したとき	被保険者賞与支払届／厚生年金保険70歳以上被用者賞与支払届	5日以内〔事業主〕
被 扶 養 者	被扶養者に異動があったとき、被扶養者が国民年金の第3号被保険者に該当したとき等	健康保険被扶養者（異動）届／国民年金第3号被保険者関係届〔資格確認書など〕	5日以内〔被保険者（事業主経由）〕

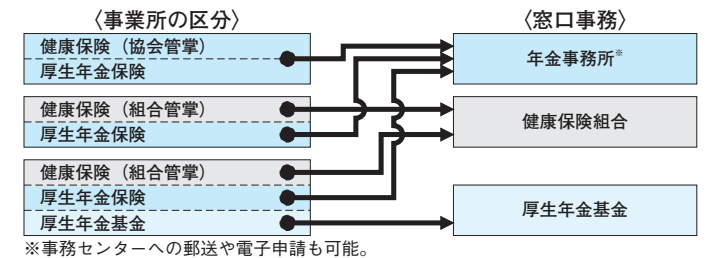
項目	ケース	届・申請書〔主な添付書類〕	提出期限〔提出者〕
基 礎 年 金 番 号 通 知 書 ・ 資 格 確 認 書	資格確認書または基礎年金番号通知書（年金手帳）をなくしたり、破ってしまったとき	健康保険資格確認書再交付申請書＊、基礎年金番号通知書再交付申請書〔添えられるときはき損したもの〕	すみやかに〔被保険者（事業主経由）〕
	複数の基礎年金番号をもっているとき	基礎年金番号重複取消届〔すべての基礎年金番号通知書、基礎年金番号記載の年金手帳〕	すみやかに〔被保険者（事業主経由）〕
被 保 険 者	被保険者の氏名が変わったとき☆	被保険者氏名変更届〔資格確認書など〕	すみやかに〔事業主〕
	被保険者の住所が変わったとき☆	被保険者住所変更届（国民年金第3号被保険者住所変更届）	すみやかに〔事業主〕
	介護保険の第2号被保険者とならないとき等	介護保険適用除外等該当（非該当）届〔住民票の除票、外国人登録証明書・雇用契約書、適用除外施設入所・入院証明書〕	すみやかに〔被保険者（事業主経由）〕
	被保険者が育児休業等（産前産後休業）を取得したとき（休業等終了予定日に変更があったとき）	育児休業等（産前産後休業）取得者申出書／（変更）終了届	すみやかに〔事業主〕
	被保険者が2つ以上の事業所に勤務するようになったとき	被保険者所属選択・二以上事業所勤務届◇〔厚生年金保険70歳以上被用者所属選択・二以上事業所勤務届〕	10日以内〔被保険者〕
	被保険者が服役（出所）した場合	健康保険法第118条第1項該当（不該当）届	5日以内〔事業主〕
	事業主（の住所・氏名）、事業所電話番号が変わったとき	事業所関係変更（訂正）届	5日以内〔事業主〕
そ の 他	事業所の名称・所在地が変わったとき	適用事業所名称／所在地変更（訂正）届〔資格喪失届の提出が必要となる場合は資格確認書など〕	5日以内〔事業主〕
	事業主代理人が選任・解任されたとき	事業所関係変更届	そのつど〔事業主〕
	届書に訂正事項があるとき	各種届書訂正届（該当の届書を使用）〔氏名・生年月日・資格取得年月日を訂正するときは資格確認書や基礎年金番号通知書（年金手帳）〕	すみやかに〔事業主〕

☆印のケースでは、個人番号と基礎年金番号が紐付いている人は、届出を省略できる。

手続先＝年金事務所＊

（＊印の申請書は全国健康保険協会都道府県支部、◇印の届書は事務センター）

健康保険組合、厚生年金基金の設立事業所では、年金事務所等のほかにもそれぞれその保険者に手続をする。



月額変更届該当早見表 (昇給の場合)

等	級	現在の標準 報酬月額	変動月以後の３ヵ月の報酬 がこの欄の額以上なら該当	
			合計額	平均額
		円	円以上	円以上
1		58,000	219,000	73,000
2		68,000	249,000	83,000
3		78,000	279,000	93,000
4	1	88,000	303,000	101,000
5	2	98,000	321,000	107,000
6	3	104,000	342,000	114,000
7	4	110,000	366,000	122,000
8	5	118,000	390,000	130,000
9	6	126,000	414,000	138,000
10	7	134,000	438,000	146,000
11	8	142,000	465,000	155,000
12	9	150,000	495,000	165,000
13	10	160,000	525,000	175,000
14	11	170,000	555,000	185,000
15	12	180,000	585,000	195,000
16	13	190,000	630,000	210,000
17	14	200,000	690,000	230,000
18	15	220,000	750,000	250,000
19	16	240,000	810,000	270,000
20	17	260,000	870,000	290,000
21	18	280,000	930,000	310,000
22	19	300,000	990,000	330,000
23	20	320,000	1,050,000	350,000
24	21	340,000	1,110,000	370,000
25	22	360,000	1,185,000	395,000
26	23	380,000	1,275,000	425,000
27	24	410,000	1,365,000	455,000
28	25	440,000	1,455,000	485,000
29	26	470,000	1,545,000	515,000
30	27	500,000	1,635,000	545,000
31	28	530,000	1,725,000	575,000
32	29	560,000	1,815,000	605,000
33	30	590,000	1,905,000	635,000
34	31	620,000	1,995,000	665,000
35	32	650,000	2,085,000	695,000
36	(33)	680,000	2,190,000	730,000
37	(34)	710,000	2,310,000	770,000
38	(35)	750,000	2,430,000	810,000
39		790,000	2,565,000	855,000
40		830,000	2,715,000	905,000
41		880,000	2,865,000	955,000
42		930,000	3,015,000	1,005,000
43		980,000	3,165,000	1,055,000
44		1,030,000	3,345,000	1,115,000
45		1,090,000	3,525,000	1,175,000
46		1,150,000	3,705,000	1,235,000
47		1,210,000	3,885,000	1,295,000
48		1,270,000	4,065,000	1,355,000
49		1,330,000	4,245,000	1,415,000

4・5・6月の平均額

標準報酬月額

4月 5月 6月 7月 8月 9月

届出対象月

届出（1日～10日）

※降給の場合は、固定的賃金が下がり、報酬月額が3ヵ月平均で2等級以上下ったときに、月額変更届を提出する。

16	12	180,000	580,000	760,000
16	13	190,000	630,000	820,000
17	14	200,000	690,000	890,000

下記の2つにあてはまる被保険者については、次の定

(1) まず、4月・5月・6月のうち、報酬支払の基礎日